

金融庁告示第三十号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第七十三条第一項第二号の規定に基づき、保険業法施行規則第七十三条第一項第二号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額の特例を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年三月三十日

金融庁長官 畑中龍太郎

一 平成二十四年三月三十一日を末日とする事業年度に係る保険業法施行規則（以下「規則」という。）第七十三条第一項第二号（規則第六十条において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が定める金額（生命保険会社及び外国生命保険会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。）に係るものに限る。）は、東日本大震災による災害に係る保険金、返戻金その他の給付金の支払のために積み立てる場合には、平成十年六月大蔵省告示第二百三十四号（保険業法施行規則第七十三条第一項第二号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額を定める件）第一条の規定にかかわらず、死亡者数等に基づく合理的な方法により計算した金額とすることができ。

二 平成二十四年三月三十一日、平成二十五年三月三十一日、平成二十六年三月三十一日、平成二十七年三月三十一日及び平成二十八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る平成十年六月大蔵省告示第二百三十四号第一条の規定における既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額については、東日本大震災による災害に係る額を控除できるものとする。